

公文書管理委員会
第85回議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

第85回 公文書管理委員会 議事次第

日 時：令和3年1月22日（金）10:00～11:03

場 所：Cisco Webex meetingsによるWEB開催

開 会

- 1 デジタル時代の行政文書の管理の在り方について
- 2 外交史料館利用等規則の一部改正について（諮問）
- 3 アーキビストの認証結果について
- 4 その他

閉 会

（出席者）

小幡委員長、井上委員長代理、池田委員、伊藤委員、塩入委員
上原専門委員、村林専門委員

山崎事務次官、別府内閣府審議官、大塚内閣府大臣官房長、宮川公文書監察室長、三上大臣官房審議官、小林大臣官房審議官（公文書監察室次長）、杉田大臣官房公文書管理課長（公文書監察室参事官）、奥田内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官、加藤国立公文書館長

○小幡委員長 それでは、会議を開催させていただきます。

本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。委員の定足数を満たしておりますので、ただいまから第85回「公文書管理委員会」を開催いたします。

今回、緊急事態宣言下でもありまして、私も含めてオンラインの開催ということになっております。多少不慣れなところもあると思いますが、できるだけ円滑な進行をしたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ってまいります。

まず、議題1「デジタル時代の行政文書の管理の在り方について」です。

昨年末に、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針というのが決定されました。まず、事務局のほうからの資料1-2の主な論点例について、説明を先にお願ひしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○杉田課長 内閣府でございますので、資料1-2を御覧いただきたいと思います。

「デジタル時代の行政文書の管理の在り方について」ということで、今後、検討していくため、事務局で論点の例を作成させていただいたものでございます。

まず「はじめに」に書いてありますとおり、後ほどIT室のほうから御説明があるかと思ひますけれども、ワンストップサービスだったりデジタルを活用した様々な行政サービスや仕組みが生まれてくるということでございます。

これは従来とは発想を大きく転換いたしまして、電子媒体を前提としてデジタル社会にふさわしい行政文書の在り方を検討する必要があるということでございます。

具体的には、これまでこの管理委員会でもいろいろ議論いただきましたけれども、これまで進めております行政文書の電子的管理の取組に加えまして、行政文書管理のルールが適切に情報システム等に組み込まれることや、一方でデジタル化の阻害要因とならないよう、運用面を含めまして必要な対応を行っていくことが重要であると考えてございます。

次に「主な検討の視点」の例示をしてございますけれども、①といたしまして、電子媒体であることに伴います様々な特性への対応、②といたしまして、デジタルの強みを生かして、文書管理の適正化・効率化を図るということでございます。

1つ目のポツでございますが、特にデジタル庁が発足することに伴う政府情報システムの統合・一体化の促進。

2つ目のポツでございますけれども、公務員の利便性が高いシステムでなければ、適切な文書管理にはつながらないということ。

また、行政文書管理をデジタルで行うということでございますけれども、5つ目のポツでございますが、公文書管理の制度の視点、それから、情報システムの運用の視点、両方が必要となってくるということでございます。

それから、③といたしまして、公文書管理法が、文書のライフサイクル全体を扱っていますように、行政機関と国立公文書館を一つのシステムとして捉え、情報システムの構築

を図る必要があるとさせていただきます。

2 ページ目からでございますけれども、文書のライフサイクルに沿いまして、検討課題の例を示しているところでございます。

まず【作成・取得段階】につきましては、例えば1 ポツでございますけれども、メタデータの付与が重要であるということと、2 つ目のポツでございますが、行政機関を超えまして自動的に情報を参照、確認、収集した場合、あるいは3 つ目のポツでございますが、AIにより作成されました文書などにつきましても行政文書としてどのように考えるのか、こういったところの整理が必要だろうと考えております。

また【整理】【保存】につきましては、1 つ目のポツでございますけれども、大、中、小の分類方法がなじまない場合があるのではないかと考えております。

2 つ目、3 つ目のポツでございますけれども、クラウド上で複数の組織が情報を共有する場合、管理の方法や責任についてどのように考えるのか。

さらに一番下のポツでございますけれども、昨年12月の会議でフォローアップ調査をお示ししましたけれども、記録フォルダの読取専用化につきまして、情報システム上の課題もあり、取組が遅れておるといことで、そのあたりの対応も必要であろうと考えております。

3 ページ目でございますけれども、主に情報システム面での対応が必要な事項でございます。

情報セキュリティ、冗長性の確保に加えまして、長期保存・永年保存のためには、ハード、ソフト両面でのアップデートが必要であると考えております。

それに付随する幾つかの問題を下に書いてございますけれども、整理する必要があるだろうと考えております。

こうしたシステム面での対応につきましては、制度を所管する公文書管理課で要件や仕様を整理した上で、IT担当室、デジタル庁と相談しながら進めていくことになるかと考えております。

最後に4 ページ目でございますけれども【移管・廃棄】についてでございます。

文書の作成や整理から公文書館に移管・廃棄までを見据えまして、情報システム上に一貫して完結できる仕組みづくりが必要であると考えてございます。

2 つ目のポツでございますけれども、廃棄の時期が不確実であることが、情報システムの面での課題になること。それから、廃棄の概念、考え方につきましても検討が必要と考えているところでございます。

本日、委員の皆様から自由に御意見をいただきまして、今後、この管理委員会を2～3 回程度開催するときにヒアリング、それから、意見交換を行いながら、7 月中を目途に一定の取りまとめを行いまして制度面での反映を行ってまいりたいと考えてございます。

内閣府からの説明は以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

○小幡委員長

IT室からの資料は既にお手元に配付済みです。フリーディスカッションを先にしていきたいと思います。

オンラインでの進行の都合上、私のほうから順番に委員を指名していきたいと思いますので、3分から5分程度、御自由に御発言いただければと思います。

それでは、まず専門委員の先生からで、上原先生、お願いできますでしょうか。

○上原専門委員 上原です。どうもありがとうございます。

資料1-2、非常に簡潔にデジタルの行政文書というのをまとめておられるということで、適切にまとめていただいていると思います。ただ、専門委員というか技術屋という立場から見ますと、簡単に書いてはありますけれども、非常に細かい技術的な問題がたくさん積み上がっているということと、それから、行政の業務の在り方というものを、デジタル時代にふさわしいものに変えていくという流れの中で、その業務の変更というものと、この公文書の在り方、特に、最終的に歴史の評価に堪え得るように、きっちりと残していくというような国立公文書館の機能というものの整合というのを図っていくという、かなりトリッキーなことをこれからやっていかななくてはいけないのだなということを、これを拝見していて強く感じました。

具体的にどういうことかと申しますと、まず、テクニカルには、こちらのほうにも既にあるとおり、何せデジタルの世界というのは非常に動きが早くて、技術の変化というのが早い中で、皆さんが、例えば、いわゆるOfficeと呼ばれるWordとかExcelとかで扱っておられる文書そのものに関しても、バージョンアップのたびに、違いによってどんどん機能が変わっていくものを、それをそのままアーカイビングしてうまく後世が読めるようになるのかという大きな問題を抱えております。

だからといって、これを長期保存に耐えるPDFとか、こちらの技術に変換するということですが、その都度行うという作業になるのか、それとも、例えば国立公文書館側に預けられてからする作業になるのかというような、作業をどの段階で行って、どこでアーカイビングをして、そのときに、どの程度の情報の引継ぎというのが行われるようにするのかなどというような細かい問題を、これから解決していかななくてはいけないのだなと感じました。

ただ、いずれにせよ、一つ、私が専門委員の立場として残させていただきたいことは、そういう技術的な課題は一つ一つ解いていけばいいことなのですが、大まかな方向性として、デジタルを活用するということによって業務の効率を上げていこうという動きが、公文書のアーカイビングというところも含めた公文書の保存の在り方というところに、あまり過度に引っ張られてはいけないのではないかなと。

特に、この公文書管理委員会で議論されていることは、行政文書が国立公文書館との間で一体的なシステム運用がされるべきだと。これは原則としては正しいと思うのですが、そうすると、保存するために、その作成のデータの形式はこれではなくてはならないみたいな逆向きの議論が発生することによって、業務にブレーキをかけてしまう可能性が

あるわけです。そういうことが起きないように御配慮いただきながら、細かい細則を決めていただくような、そういう動きをしていただければなと感じました。

私のほうからは以上です。どうもありがとうございます。

○小幡委員長 上原先生、ありがとうございました。

IT室が遅れていますので、一旦、事務局のほうから資料1-1についての御説明を伺って、それから、引き続き村林委員にいきたいと思います。

それでは、資料1-1を吉田企画官のほうからお願いできますか。

○吉田企画官 公文書管理課企画官の吉田と申します。

IT室の担当の参事官が別用で急遽対応が必要になったため、私のほうから資料1-1について説明をさせていただきます。

資料1-1「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針及び社保税OSS（フェーズ2）について」ですが、一枚おめくりいただきますと「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要」がございます。これは昨年末に閣議決定したもので、IT基本法を大きく見直して、今後のデジタル社会の形成に向けた取組を進めていくことや、デジタル庁の設置などが記載されています。

公文書管理との関係で言いますと、様々なデジタルの取組が進んでいくということと、デジタル庁の設置により電子化の取組が変わってくるということがございます。

デジタル庁は、基本的な考え方として、勧告権を含め、強力な総合調整機能を有する組織をつくるということとしております。

また、デジタル庁の業務として、国の情報システムについて、基本的な方針を策定して予算を一括計上することと併せまして、各省庁のシステムを含めて、統括・監理をしていくということとしております。また、これが今までと異なるのは、重要なシステムについては自ら整備・運用するというところで、例えば文書管理などの基盤的なシステムについても整備していくということになるかと思っております。

そのほか「データの利活用」としてベースレジストリの整備とかID制度等の企画立案などを行うことにしております。

デジタル庁につきましては、総理の直轄の下に置かれることになっておりまして、発足時はデジタル人材を含めて500人程度ということですので。

令和3年9月1日にデジタル庁が発足できるよう、現在開かれている国会に法案を提出することとしております。

2ページ目は、社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進についてです。これは例えばデジタル化が進めば、どのようなサービスができるか、仕組みができるかという例として説明をさせていただくものです。

一番最後のページに参考としてつけておりますが、企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化ということで、現在は企業が行う、例えば従業員を採用した、退職したという場合に、社会保険や税の手続で様々な機関に届け出などを行わない

といけないということになっております。

左下のほうが現状ですけれども、従業員が届け出れば、それを事業主が関係行政機関等に伝えるということになっております。これをワンストップ化のフェーズ1のほうではマイナポータルを使いまして、そこに情報を送れば、それぞれの行政機関等にマイナポータルから送信されるというような仕組みにしております。

3ページに戻りますと、フェーズ2ということで、企業保有情報の新しい提出方法に係るシステムを構築するということになっております。右下の「実現イメージ」というのを御覧いただければと思います。

事業者のほうに「クラウド」というのがありますけれども、これは事業者の側でも、もともとそういった税・社会保険に関する届出の情報は保存しておく必要もございますので、そちらのクラウドのほうに情報を入れますと、行政機関等に自動的に通知がされるということになっております。

そうしますと、行政機関等にアクセス権が付与されまして、それぞれの行政機関等が持つ情報が更新されていくということになります。また、保存期間を満了しますと、一定期間経過後にアクセス権が解除されるようになっております。

こうしたシステムを構築することにより、利便性の高い効率的なシステムを、デジタルを活用してつくっていくということになっております。

私からの説明は以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

それでは、フリーディスカッションにまた戻りたいと思います。

次に、村林専門委員のほうからお願いできますでしょうか。

○村林専門委員 御指名、ありがとうございます。

私のほうから大きく3つぐらいお話をさせていただきたいと思います。

まず、取組についてなのですが、今も御説明いただきましたけれども、国の基本方針とか新しい実行計画もできていますので、それに基づいて、当然デジタル庁と一体となって取り組んでいく必要があるということです。

ただし、今回のデジタル庁設立の流れでドライブがかかっているということは理解しませんが、今説明いただいたようなワンストップとかワンスオンリーとか、そういうものは前の実行計画から当然入っていることでありますし、それに基づいて公文書の本格的な電子管理についても、今まで皆様と議論してきたということですので、今日の資料にもありますように従来と大きく発想を変えられると言われると、今まで活動してきたのは何なのだろうという疑問も生じるころもありますので、今までの検討も踏まえて、もう一度ドライブをかけて、目的、ゴールを明確にして、公文書管理の本格的な管理のDXにつながるようなロードマップ、実行計画を作成して進めていくのがいいのではないかと思います。

その実現に向けては、当然、デジタル庁が重要なシステムを一元管理すると言っていますが、業務所管部としての役割が公文書管理にはあると思いますので、要件の確定

とかを含めて役割をきっちり果たすということも重要ではないかと思えます。

その際には、実行計画でも決定されることになっていきますサービスデザイン思考とかを活用して、やはり公文書に係るプロセスを洗い出して、BPRとかDXにつながるような計画をつくっていくことが必要ではないかと思えます。当然、その際には、自分たちだけというよりも、国内外の先進事例とかの調査をするということも重要なのではないかと思えます。

大きく2つ目として、実現に当たっては、標準化というのを徹底していただきたいと思えます。デジタル庁も行政システムの縦割りというのに横串を刺すという役目もあると思うのですが、公文書に関連する官僚の皆さんの仕事も他府省とか自治体との連携とか、あるいは官民連携というような仕事も当然増えてきていると思えますので、そういうことだとすると、文書のやり取りとか、当然当たり前にも他部署とのやり取り、民間とのやり取りとかもすぐ増えてきていると思えますので、そういうスムーズな連携のためには、ぜひ標準化を徹底していただきたい。

それから、最低限、国の行政機関は、統一的な文書管理システムの導入が望まれるのではないかと思えます。やはり官僚の皆さんにとっては、文書管理システムというのは、いわゆる産業界においては工場の生産ラインと同じだと思えますので、ぜひ生産性の高く使いやすいシステムを構築して、魅力ある職場につなげていただきたいと思えます。

大きく3つ目として、ちょっと細かく具体的な点でございますけれども、今日も示されました作成、取得、整理、保存という流れがありますけれども、ぜひその中に、作成した文書を利用するというプロセスといたしまして観点をいれて検討すべきだと思えます。

せっかく作成から保存までをデジタル化されても、公文書管理としてはそれでいいのかもしれないけれども、作成した文書を印刷して説明していたり、あるいは送付していたのでは何らDXにつながりません。利用シーンを考えた仕組み、官僚の皆さんや説明を受ける人は、例えば全員タブレットやノートPCを保有することにして、スマホと同様に携帯して、デジタルへの仕事にする必要があると思えます。

例えば弊社などでも、全てのデジタルワークが浸透したのは、それでしか仕事ができなくなってしまうとか、そのようにすることによってできたので、やはりそういう基本的なことも大事なのではないかと思えます。

特に一般の国民の立場から見てみますと、今日も新聞に出ていましたけれども、国会関連の答弁とか、事前準備とかも大変なアナログな仕組みの中で行われていまして、そこについても改善の余地が非常に大きいのではないかと思えます。極端に言えば、霞が関、永田町からプリンター、コピー機をなくすというぐらいの勢いでやっていただきたいと思えます。

最後に、細かくなりますけれども、作成や保存に当たっては、作業エリアとしてのディレクトリの利用というのはやむを得ないと思えますけれども、公文書管理としてはあくまでも、あまりにもディレクトリに依存すると個人の作業品質に依存しますので、これはやめたほうがいいのではないかと思えます。やはり、きちんとした文書管理システムを導入

して、ワークをした後の文書についてはきちんとしたシステムで管理する。当然、そのメタデータとかも自動的に作成されるというような仕組みにすべきなのではないかと思えます。

ちょっと長くなりましたが、私からは以上です。

○小幡委員長 村林委員、ありがとうございました。貴重な御意見をいただきました。

それでは、その後、委員の先生方に順にお願いいたします。

まず、池田委員、お願いいたします。

○池田委員 委員の池田陽子でございます。

簡単な意見を言わせていただきます。

まず、本格的なデジタル化に対応して、公文書管理のルールについて、これからそれに対応するようなルールづくりというのは進んでいく面があると思えます。資料1-2の検討の視点の中で、②の文書管理の適正化、効率化という問題について、公文書管理法の定める説明責任の観点から、二三、意見を申し上げたいと思えます。

情報公開の制度への影響ということ考えた場合に、デジタル化というのは、これまでの様々な課題を解決する大きな力を秘めていると思っております。ですので、そのルールづくりに当たっては、そのルールづくりの方向性ということが非常に大切になるのではないかと思います。まず、初期の段階においては、いたずらに複雑なルールをつくるのではなくて、シンプルに整理していくということを心がけていくことが大切なのではないかと思っております。

2番目としまして、初期の保存段階で、記録フォルダの整理と申しますか、これはもちろんこれからデジタル化が進む中で形が変わったものになっていくと思うのですが、そういった保管をする場合に、内部で切り離して保管をしていく。作成した人たちがそのまま保管している状況というのが長く続くのは好ましくなく、分離保管して行うということ、適切な段階で行っていくということが非常に大事なのではないかと思っております。

そういった保存の場面でルールが確立していきまると、公文書の問題についても、適正な作成と管理ということが間違いなく実現されていくというのが、デジタル化の非常に大きな利点になっていると思えますので、その方向性を見失わないように整理していただきたいと思います。

以上です。

○小幡委員長 池田委員、ありがとうございました。

それでは、次に伊藤委員からお願いします。

○伊藤委員 委員の伊藤でございます。

御説明、ありがとうございました。私からは3点ほど、やや抽象的になりますけれども、意見を述べたいと思えます。

まず、第1点目は、既に専門委員の先生方からも御指摘がございましたけれども、今回のデジタル化に伴う文書管理の在り方の変革というものは、今までの府省の意思決定や合

意形成、決裁といった事務フローを大きく変える可能性も一方であるのではないかと考えています。

業務改善については継続的に取り組まれていると思いますけれども、それをさらに押し進めていって、それと整合的な文書管理の在り方、デジタル時代における文書管理の在り方というのを追求していく必要があると思います。

その際には、デジタル化に伴う文書管理の在り方、ルールづくりや保存の方法、公開の仕方といったものについて細かく規定を整理する必要があると思うのですが、そちらが優先され過ぎると、業務量がまた増えるということにもなりかねないという点については注意する必要があるのではないかと考えております。

第2点目は、これは長期的な課題になるのかもしれないのですが、資料1-1のフェーズ2などでも明らかなように、国と民間、自治体などの間で、クラウド化を含めた情報共有が進んでいくということが想定されています。現状では、公文書管理法や公文書管理条例といったように、それぞれの主体が文書を管理し、そのルール化をそれぞれの主体が行うということが想定されているわけですが、場合によっては、この個別に法制化がなされているというような状況が、情報共有の在り方によって変わってくる可能性というのも視野に入れる必要があるのではないかと考えております。

3点目は、先ほどの村林専門委員からも御指摘がございましたけれども、最終的には公文書管理法の理念と申しますか、利用者、国民に対してどういう形で情報提供、情報公開するのかという視点も含めて、利用者目線で文書管理の在り方というものもきちんと考えていく必要があるかと思っております。

デジタル化が進むと情報量は非常に多くなって、どこでもいつでも引き出せる状況が生まれるというのは理想ではあるのですが、ただ、それを提供するだけというよりも、国民にとって分かりやすい文書管理、情報提供の在り方という視点も含めて考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○小幡委員長 伊藤委員、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、井上委員から御意見をお願いできますでしょうか。

○井上委員 ありがとうございます。井上です。

私はちょっと抽象的なところでございますが、一言申し上げます。

行政文書の電子管理の在り方については、公文書管理法施行前から、平成18年に「電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する研究会」の報告書を皮切りに、実証実験・調査なども実施され、公文書管理にひもづいた「電子公文書等の移管・保存・利用の具体的方法に係る方針」が出されました。平成30年には行政文書の電子的管理についての基本的な方針が示されています。

この間、特にここ数年は、社会のデジタルトランスフォーメーションが加速しています。そのスピード感も、そして変化の深さも、これまでの延長線上では捉えられないものにな

っていると認識しています。単に情報がデジタルに置き換わるというだけでは説明のつかない社会構造の変化ももたらそうとしているというのが、現在の状況だと思うのです。

今般の設置されるデジタル庁は、このような社会の流れに迅速に対応し、中長期的なビッグピクチャーを描いて、相互に整合性のある方策を打ち出して履行していくための司令塔だと認識しております。

公文書管理のドメインで、これからどうやっていくかということにつきましても、表面だけの上滑りなものにならないように、デジタル時代における公文書管理制度のミッションとか思想といったようなものを改めて検討しておく必要があるのではないかと感じております。

この点について、前回、第84回「公文書管理委員会」での岡崎委員からの御意見が、まさにこういった点を的確に御指摘いただいていたいました。本日は岡崎委員からの意見は文書で配付されていますが、私は岡崎委員と問題意識を同じくしています。

公文書管理の目的について言えば、国民への説明責任という観点から、今後はエビデンスに基づく政策形成、EBPMの重要性というものがますます高まってまいります。狭義の「文書」による意思決定に至る過程を迫るようになるというだけでなく、その基礎となったデータと連動して政策を検証しやすいような仕組みをつくっていただきたいと思っております。

また、政府の保有するデータを広く社会に公開し、その利活用を進めるというオープンデータ戦略、そして、さらに民間のデータとも連携して利活用を進めていくという官民データ活用推進基本法、そして、さらにデジタル社会実現に向けた改革基本方針等も出ております。公文書管理についても説明責任を果たすという点だけでなく、市民も含め官民挙げて社会課題の解決する目的で政府の保有する情報を利用する、あるいは新たなビジネスの投資のために政府保有情報を利用するといった、今までとは違う意味での公文書の利用というものも出てくるのだらうと思えます。

出口での公文書の利用の目的、それから、公文書の利用の主体というものが多様化する、残す文書の選別と・保存の在り方、そして、提供の在り方も変わってきます。そして、異なる主体の管理している情報をつなぎ合わせて利用できるようにするといったような必要も出てまいります。

公文書管理法制定を「公文書管理2.0」だといいますと、デジタル時代の「公文書管理3.0」といいますか、そういったフェーズに入ったものと認識し、中長期的ビッグピクチャーを共有した上で、そこからバックキャストして具体的な方策を導いていくということが必要なかなと思っております。

ちょっと抽象的な話で恐縮ですが、私からの意見は以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

井上委員のところで音声が多少聞きづらいところがあったかもしれませんが、大体聞き

取れたと思います。ありがとうございました。

それでは、今回、御出席の委員の最後になりますが、塩入委員に意見をお願いできますでしょうか。

○塩入委員 公文書管理に関しましては、システム面、技術的な面では、私は詳しいことは分かりませんが、少なくとも法的な整備面とか、特にアーキビストの養成、配置という点では、諸外国に比べて日本はかなり後れを取っておりましたので、ここまで議論が進められたのは非常に目覚ましいことかなと思っております。

ほとんどの委員の方から、今日の論点に関してはいろいろな御指摘いただいているところですので、私からは特に申し上げることはないのですが、今日、特に資料の1-2でまとめていただいた検討課題を伺って、文書管理についての大前提であるシステム整備面とか、あるいは行政内部における管理の在り方の統一、これはもう基本的なことですので、この点について、まず第一段階として着手したわけですが、しかしながら、今日挙げていただいた検討課題を見ると、まだまだ煮詰めていかなければいけないことが本当に山積みだなど。ますますかえって見えてきたと、そのように感じているところです。

特に、今後、実際にこのシステムが整備されて、運用が開始された場合には、複数省庁と民間企業等との共有が行われるわけですので、そういった意味で、これまでは各委員の中でもルールづくりということのお話がありましたけれども、内部的なルールづくり、マニュアルの整備、ファイル共有の実際のやり方とか小分類をどのようにするとかといったようなことで議論をしてきたわけですが、こういった民間企業の共有とか、国民がこれを今度活用していくということになると、今度、対外的な面での文書管理における法的責任の所在、これを明確にすることが非常に重要になるのではないかと思います。

それから、一元化というのは、先ほど池田委員からも御指摘がありましたけれども、情報公開、開示請求制度との関係ではトレーサビリティを確保するという点とか、情報利活用の向上、行政手続における利便性の向上、それから、事務の効率性、こういった観点からは非常に望ましい一方で、情報が一元化される、そこに個人情報も全て集約されるわけですので、今度、情報セキュリティの面ではより強化していく必要があるわけです。

まさにハード面、ソフト面は進歩が早いという話がありましたけれども、サイバー攻撃における技術、ハッカーにおける技術というのも、これも本当にいちごっこで進歩が早いわけですので、一元化する、電子化するということは、そこにまた脆弱性も生まれてくることですので、その点に落ち度がないよう、見落としがないよう、ぜひとも準備して、徹底して行っていただきたいと思いました。

それから、まさにデジタル社会の通信ということになると、国レベルだけでこれを整備していけばということではなくて、まさに国と地方で連携していく必要があるわけです。しかしながら、地方のほうでは、やはり財政的な限界があったり、あるいはシステム整備におけるノウハウの違いというものがありますので、ぜひともこの点も地方との連携を取って、しっかりサポートをして制度を進めて行っていただきたいと思っております。

それで、お聞きしたいことが2点ほどあるのですけれども、1つが、先ほどのデジタル庁の設置についてのところで、重要なシステムは自ら整備するというので、例えば文書管理の基盤的なシステムなどは独自のものとして整備するというお話があったわけですが、基盤的なところは当然のこととして、お話の中で民間のクラウドも利用していくといったようなお話があったかと思うのですけれども、民間のクラウドの利用を含めるのか、それとも、民間のクラウドとはあくまでも情報の連携というところだけで利用するだけで、文書管理そのものについては、今後、あくまでも独自のシステムの中で保存、管理していくのかという、その点を一つお聞きしたいです。

あと、もう一つが、資料1-1の3ページ、フェーズ2と掲げてある資料のところですが、その3つ目の○のところで「行政機関等による処分通知等への活用も検討」とあるのですけれども、これは具体的にはどのような形で想定されているのかということをお尋ねしたいということです。

私からは以上です。

○小幡委員長 ありがとうございます。

今のご質問についてはIT室の方も来ていらっしゃいますので、後でまとめて質問について答えていただければと思います。

ひととおり専門委員、委員の先生方からの意見を伺いました。

本日御欠席の岡崎委員からも資料5で御意見をいただいております。お手元にお配りしております。時間の関係もあるので、それぞれ見ていただいてということをお願いしたいと思います。

私、小幡からも一言だけ申し上げますと、もう専門委員、委員の先生方から貴重ないろいろな御意見がありましたので、それに尽きていると思います。特に、公文書管理の面からは、利用者目線の重要性というのも御指摘いただきましたし、公文書管理委員会のほうでは、そもそもデジタル時代の文書管理の在り方について、井上委員がおっしゃるよう既に検討を開始していました。今、コロナ禍で加速され、今回デジタル庁発足ということでもさらに加速されていくと思います。

これまで、やはり今の府省それぞれがいろいろやっていることとの兼ね合いを考えながら進めていかなければいけないという整理をしてきましたが、今度デジタル庁ができますと、かなりそこが一元化されて加速されるのではないかと期待をしているところでございます。

ということで、今、各委員、専門委員からのご意見がありましたが、まずはIT室のほうから、塩入委員の質問もでございますのでお答えいただけますでしょうか。

○奥田参事官 IT室参事官の奥田でございます。すみません。ちょっとデジタル庁のほうの対応がありまして、遅れまして申し訳ございませんでした。

塩入委員のほうからの質問がありましたが、まずはシステム関係のところでございます。デジタル庁のほうでも、これまでIT室という立場でいくと、実施事務というか整備であつ

たり、システムの管理であったりというところについてはやってこなかったというところ
でございます。ただ、デジタル庁になった段階では、重要なシステム、こういったもの
については、自ら整備、運用管理までやっていくという方針でございます。ですので、文書
管理であったり人事給与であったり、そういった共通的なところであったり大きなシステ
ムについてはデジタル庁でやっていこうと思っています。

システムの構築につきましては、原則クラウド活用していくという方向で思っておりま
す。クラウドについても、デジタル庁自ら契約をした上で、そのクラウド基盤上で各省の
システムや、デジタル庁自ら整備していくシステムを運用稼働させていこうと思っていま
す。

ただ、データの持ち方ですが、機微の情報も含め、文書管理についても、当然いろい
ろなレベルの情報があるかと思えます。そのデータの持ち方、データの置き方については個々
の状況で検討していくものだと思っております。問題ないものについては、当然クラウド
上に置いた形だと思いますけれども、かなり機微性が高いものについてクラウド上に置く
のかというところは議論があるかと思えますので、それは今後の検討だと思っております。
システムごとや、業務ごとで検討しながら、ただ、原則的にはクラウド活用、パブリック
クラウドを活用して実装していくという方向で、今考えているところであります。

あと、フェーズ2のところの「行政機関等による処分通知への活用」というところでご
ざいます。この企業保有情報の提出方法というところでございますが、原則としては活用
していくという方向で考えております。申請していただいたり、それぞれ企業の方から何
らかの形で情報いただくという形の、民から官への流れのところ、このイメージを考え
ているところなのですけれども、逆方向もネットワーク的にはつながりますので、官から
民への情報の伝達であったり、ここで書いております「処分通知」というところについ
ても活用する方向で考えています。「処分」という言葉でいうと、何か悪いことをしてとい
う印象があるかもしれませんが、いろいろなことで通知していく、また、官から
民に対して、いろいろな文書を発出する、そういった逆方向でも、当然ネットワーク上
では活用可能ですので、このシステム、やり方を活用可能だということで検討しているとい
うところでございます。

以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

塩入委員、よろしいでしょうか。

○塩入委員 そうすると「処分通知等への活用」というのは、具体的に一定のものを想定
されているというわけではないということですか。要は、今の話だと、一部、処分とい
っても、許認可等までいくのか、要は不利益処分まで含むということまでは考えていない
というように聞こえたのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。ごく一部に
ついてのみ、処分については活用していく。

○奥田参事官 不利益処分のところでいくと、しっかりとした形で通達であって、その本

人の方に、ちゃんと届いたというところの確認が必要かと思っています。そのあたりが、システム的に実装が可能ということになれば、当然活用はしていきたいと思っておりますけれども、まずはちゃんと検討した上でだと思っております。処分通知について、通達していない、届いていないということになると、そこはまた問題になりますので、具体的にしっかりと検討した上でと考えております。

○塩入委員 行政処分に関しては、システム面だけではなくて、かなり法的な問題も出てきますので、法的な議論が必要になってくると思いますので、そここのところはぜひ具体的に進めていただきたいと思います。

○奥田参事官 承知しました。ありがとうございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

この件についてのフリーディスカッションを終わりますが、どうしても追加で何かというのがございましたら。委員の先生方、よろしいでしょうか。

この問題は、今後も引き続き委員会で議論していく予定になっておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題もありますので、公文書管理のデジタル化については、今回はここまでとさせていただきます。

続いて、議題2「外交史料館利用等規則の一部改正」についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○杉田課長 事務局より説明をさせていただきます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

外交史料館の利用規則の改正ということで、昨年、前回の持ち回り開催でも議論いただきましたけれども、押印・書面の見直しの一環としての規則改正となっております。

ほかの国立公文書館等につきましては、昨年12月に諮問・答申いただきましたとおり改正を終えているわけですが、外交史料館につきましては、より丁寧な手続をとということで、パブコメを経たいということもございましたので、今回改めて諮問・答申をさせていただくということでございます。

内容といたしましては、利用請求等に関連いたしまして、各機関間あるいは申請者との間でいろいろなやり取りが生じるわけですが、これまで書面でやっている手続につきまして、電子メール等によるやり取りも可能であると、そういった形で明確化する、追記するという改正内容でございます。

内容としては以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

要するに「書面」とだけ書いてあったのを、書面だけでなく電子的な媒体も含むという改正でございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見のある方はミュートを解除して発言していただいてもかまいませんが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、資料2の外交史料館利用等規則改正案については、本委員会として案のとおりということでした承したいと思えます。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○小幡委員長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり了承することといたします。

続いて議題3に移ります。これは昨年9月の委員会でも少し説明をいただきましたが、本年1月に、いよいよ初めてのアーキビスト認証が行われたということでございます。その結果を国立公文書館から御報告いただきたいと思いますので、加藤館長、よろしく願いいたします。

○加藤館長 国立公文書館の加藤でございます。

私からは、認証アーキビストの制度の進捗状況について御報告をさせていただきます。

制度の趣旨と内容については、前回の委員会で御説明させていただきましたが、それを基にして9月から応募を呼びかけましたところ、予想以上に反応ありまして、全国から248名の申請がございました。

この審査に当たっては、今日、御出席の井上先生にも大変な御苦勞をおかけしてしまつたのですけれども、厳正な審査の結果、248名の中から190名が我が国初の認証アーキビストの資格を取得するというので、1月1日付でそれぞれの方に御通知をいたしました。

この認証アーキビストは、前にも御説明いたしましたように、職務基準書の内容をきちんとこなしていることはもちろんとして、その要件として大学院卒業レベル、実務経験3年以上という、かなりハイレベルの専門家を想定しています。この制度の検討に当たりまして、もう少し要件を緩くして、このアーキビストの資格の裾野を広げるべきではないかという御意見も出ています。

現在、准アーキビストということで検討を進めておりますけれども、いずれにしても、この認証アーキビストの活用、それから、裾野を広げた准アーキビストの制度の発足等については、公文書管理課の御指導をいただきながら、我々は実践部隊としてその実現に取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

マスコミ等にもかなり取り上げられていますね。アーキビスト認証がいよいよ行われたと。

ただいまの説明につきまして、委員、専門委員の方々からの御質問、御意見は、挙手でもよろしいですし、何かございますでしょうか。

井上先生も大変御苦勞いただいたということで、お疲れさまでございました。

○井上委員 一言よろしいでしょうか。

○小幡委員長 お願いします。

○井上委員 本当に思わぬ数、多くの方に申請いただいたて、私も委員の一人として審査に当たりましたけれども、本当に大変でした。「アーカイブズ学」という学問領域について勉強させていただいたような次第で、大変ありがたい機会を頂戴したと思っております。

館長からお話がありましたように、これは出発点にすぎないと考えています。今後、アーキビストの人材の裾野を広げるために、准アーキビスト資格の設計も含め、検討しなくてはならない課題は多く残されていると認識しています。アーキビスト認証について、今後も、公文書管理課と国立公文書館の連携でしっかり進めていくことが、公文書管理を実のあるものにするためには必須のことと考えております。

以上です。

○小幡委員長 ありがとうございます。

このようなアーキビスト認証ということで、改めて社会に公文書管理の重要性、必要性が明確に発信されるということで、大変すばらしいことだと思います。さらに出発点ということですので、裾野を広げるべく、引き続き御努力いただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に議題4のその他として、公文書管理課から報告事項がありますので、説明をお願いいたします。

○杉田課長 資料4を使いたいと思います。新たな国立公文書館の完成・開館の見通しということでございますが、国立公文書館につきましては、現在、憲政記念館のある敷地内におきまして新たな施設を建設すると、今、憲政記念館が建ててございますけれども、それを取り壊しまして、憲政記念館と国立公文書館を合築するということを進めておるところでございます。もともと基本計画等に基づきまして、令和8年度中の施設完成・開館を目指すということで設計等を進めてきたところでございますけれども、試掘調査等によりまして、大規模な埋蔵文化財調査が必要となったことによりまして、完成・開館の時期が最大で2年程度後ろ倒しとなるという見込みになったということで御報告をさせていただきたいと思っております。

井伊家の上屋敷や、陸軍の参謀本部があるということ自体は、当初からおおよそ分かっていたところでございますけれども、試掘調査をした結果、想定よりも深い部分に遺跡があるということがございまして、これまででしたら一連の建設の作業のプロセスの中におきまして並行して埋蔵文化財調査をする、今の憲政記念館が建ったままの状態、その周りの部分だけを調査をするということを想定していたわけですが、建物の真下の部分につきましても調査が必要となったということになりまして、もともとの想定ですと、建物を取り壊した跡はすぐに新しい建物の建設に取りかかる予定であったところ、建物を取り壊した後、そこから埋蔵文化財調査を行うと。それが終わってから新しい建物の建設に入るとということで、新館の完成・開館の時期が最大で2年程度後ろ倒しになる見込みになったというところでございます。

現時点におきましては、令和10年度末頃の開館ということになるわけでございますけれども、今後、少しでも早く開館できるように、引き続き関係機関との調整等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

この辺りは、遺跡、埋蔵文化財があるということはあることでございますので、やむを得ないことかと思っておりますので、開館時期について多少遅れるという御報告でした。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、オンラインの開催でございましたが、第85回「公文書管理委員会」を終了させていただきたいと思っております。

委員一同、一回、昨年、対面で会っておりますので、こういうオンラインでも大体の感触は分かるという状況でございました。緊急事態宣言ということがございまして、次のとき、またどうなるかわかりませんが、本日は御協力をいただきありがとうございました。

それでは、第85回の委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。